

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

☎ 総務課 (0826・11111 内線2209) FAX 822・0252 soumu@city.tsuchira.lg.jp

情報公開制度

情報公開制度は、「土浦市情報公開条例」に基づき、市民の皆さんからの請求に応じ、市が保有している情報を原則として公開する仕組みです。市民の皆さんの市政参加を促進することも、皆さんと市との信頼関係の強化を図り、公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的としています。

● 請求などができる方

情報の公開を請求できる方（請求者）は、市内に住所のある方、市内に通勤・通学する方、市内に事務所・事業所のある法人などの団体、または市の事務事業に具体的な利害関係を持っている方です。

これら以外の方であつても、情報の公開請求に準ずる「公開の申出」により、情報の開示を求めることができます。ただし、「公開の申出」により求めた情報が仮に非公開となつたときは、請求者のような審査請求（後述）をすることはできません。

● 請求などの方法

請求は、情報公開の総合窓口である情報公開室（市役所本庁舎3階）で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、情報公開請求書（「公開の申出」のときは情報公開申出書）に必要事項を記載していただきます。

都合で情報公開室に来ることができないときは、郵送、メールまたはファクスでも受け付けています。様式は市ホームページからダウンロードできます。

● 公開・非公開の決定

情報公開請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に、公開・非公開を決定し、その旨を書面でお知らせします。

なお、事由や請求量により公開・非公開の決定期間を延長するときは、延長する理由と決定できる期日を書面でお知らせします。

● 公開の方法

あらかじめ請求者などと協議のうえ、お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧、視聴または写しの交付により行います。

● 審査請求

情報の非公開の決定に不服があるときは、請求者は行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

この審査請求については、土浦市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行います。

● 令和元年度の運用状況

この1年間の情報公開の請求などの状況は、請求が120件で、申出が19件の合計139件でした（別表1参照）。これらの請求などに対する決定などの状況は、別表2のとおりで、公開率は96・7%になっていきます。

なお、この公開率は次の算式によつていきます。

公開率Ⅱ（公開件数＋一部公開件数）／（公開件数＋一部公開件数＋非公開件数）

【別表1】公開請求などの状況（単位：件）

実施機関	件数	主な内容	市長部局				小計
			市長公室	総務部	市民生活部	保健福祉部	
市長公室	79	広報紙等配布業務委託契約など					79
総務部	19	住居表示台帳など					19
市民生活部	12	地区長名簿、町内会別世帯数など					12
保健福祉部	3	デイサービス事業補助金決算書など					3
建設部	7	市道路線の告示など					7
市議会議	1	調査特別委員会について					1
教育委員会	5	各小中学校の在籍者数一覧など					5
消防長	1	危険物施設一覧					1
監査委員	12	住民監査請求に係る監査結果など					12
合計	139						139

【別表2】公開請求などに対する決定などの状況（単位：件）

件数	公開	一部公開	非公開	不存在	合計
30	28	2	79	139	



個人情報保護制度

個人情報保護制度は、「土浦市個人情報保護条例」に基づき、皆さんが、市が保有している自分の個人情報を見たり、その個人情報に事実の誤りがある場合に、その訂正などを請求することができる仕組みです。

個人のプライバシーの保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

●請求ができる方

自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでも行うことができます。また、未成年者または成年被後見人の法定代理人および2親等以内の血族の方は、本人に代わって請求を行うことができます。

●請求の方法

請求の内容に応じて、所定の請求書を情報公開室に提出してください。その際、本人またはその法定代理人などであることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を証明するものを提示または提出してください。

なお、郵送で請求することもできますので、詳しくはご相談ください。

●開示請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内(30日を限度として延長するときはあります)に開示するかどうかを決定し、書面で通知します。

なお、次のような個人情報は開示できないことがあります。

① 請求者以外の者の個人情報を含み、その者の権利利益を侵害することになると認められる個人情報

② 個人の評価などに関する個人情報であって、当該評価などに著しい支障を及ぼすおそれのある個人情報

③ 市が行う事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのある個人情報

開示されることが決定した場合には、あらかじめ請求者

●訂正請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に訂正するかどうかを決定し、書面で通知します。

●削除請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に削除するかどうかを決定し、書面で通知します。

●公開の方法

お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧、視聴または写しの交付により行います。

●審査請求

開示請求、訂正請求および削除請求に対する決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求をす

ることができません。

●令和元年度の運用状況

この1年間の個人情報の開示請求などの状況は、別表3、6のとおりです。

土浦市職員採用試験(第1次試験および第2次試験)での総合得点および順位(第1次試験の結果については、不合格者に係るものに限る)については、その内容が定型的

であらかじめ開示に関する判断を一律的に行うことができ、一度に多くの請求が見込まれるものであることから、特例として「□頭による開示請求」が認められています。

皆さんから提出された申込書や台帳などに記載された個人情報には、市がその情報を保有する必要がなくなった時点で、確実かつ速やかに処分または消去しています。

【別表3】

個人情報を取り扱う事務の数(単位:件)

実施機関	件数										
	市長公室	総務部	市民生活部	保健福祉部	都市産業部	建設部	会計課	小計	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員会
合計	44	56	138	207	85	98	2	630	134	17	9
市議会議長会	7	46	1	9	1	1					

【別表4】開示請求の状況(単位:件)

実施機関	件数		主な内容
	市長公室	市民生活部	
合計	20	19	介護保険に関する認定情報、身体障害者手帳に係る診断書など

【別表5】開示請求に対する決定の状況(単位:件)

件数	【別表5】開示請求に対する決定の状況(単位:件)				
	開示	一部開示	非開示	不存在	合計
7	13	0	0	20	

【別表6】□頭による開示請求の状況(単位:件)

実施機関	件数		開示請求期間
	市長公室	市民生活部	
合計	1	5	10/143人